

令和6年5月28日

トラック（一般貨物自動車運送事業）の 法令試験における出題ミスについて

九州運輸局が実施したトラック（一般貨物自動車運送事業）の経営許可等に際して必要となる法令試験において出題ミスが判明いたしました。

出題ミスに係る設問については受験者全員が正解したものと取り扱うこととしました。

受験者の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

九州運輸局として今回の事態を真摯に受け止め、今後このような事態が二度と発生しないよう再発防止に努めて参ります。

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部 貨物課

担当：東、白水

電話092-472-2528



九州運輸局

出題ミスの概要

1. 出題ミスの内容について

令和6年5月16日に実施したトラック（一般貨物自動車運送事業）の経営許可等に際して必要となる法令試験において、問題文から正誤の判断ができないものを出題した。

【試験問題の内容】

問題20（業務の記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならないとされている。次のア～ウについて、記録しなければならない内容として正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

ア. 集貨地点等で、**当該**一般貨物自動車運送事業者等が、荷役作業又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が1時間以上である場合に限る。）にあっては、荷役作業等の内容

イ. 車両総重量7トン、最大積載量が5トンの普通自動車である事業用自動車の運行の業務で荷主の都合により集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合、集貨地点等から出発した日時

ウ. 運転者等の氏名及び生年月日

ア（ ） イ（ ） ウ（ ）

【内容】

本来「車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車の運行の業務に従事した」と記載しなければならないところ、誤って「当該」と記載したまま出題をしていたもの。（※上記赤枠部分）

【出題ミスに伴う処置】

当該設問については受験者全員が正解したものとして取り扱うこととしました。

2. 出題ミスによる可否の影響について

受験者数	43者	当初の合格者	21者
出題ミスにより再度見直した結果		合格者	22者

3. 合格者への措置について

令和6年5月24日に申請代理人及び申請者へ出題ミスにより、当該問題を正解したものと取り扱うとともに、試験結果については、「合格」となることを通知済みです。